

27年度介護保険料額決定通知書を送付します

介護保険料は40歳以上の全ての方に負担されていますが、今回お知らせするのは、65歳以上の方です(65歳未満の方の介護保険料は、公的医療保険の保険料に含まれた形で、納めていただいています)。



8月から、介護サービスを利用する方は「介護保険負担割合証」が必要です

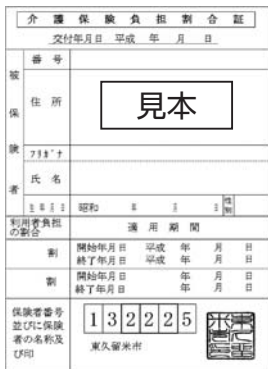
8月から、65歳以上の方(第1号被保険者)が介護サービスを利用したときの利用者負担は、前年の合計所得金額に応じて、1割または2割の負担割合となります。この負担割合を表示した「介護保険負担割合証(グリーン色)」を、要介護(支援)認定を受けた全ての方に交付します。

なお、介護サービスを利用するときは、「介護保険被保険者証(緑色)」と「介護保険負担割合証」を提示してください。

交付時期 原則年1回、毎年8月1日を基準日として前年の所得により負担割合を決定し、毎年7月中旬に交付します。変更が生じる場合や、新たに要介護(支援)認定を受けた方には随時交付します

【適用期間】8月1日(新たな要介護(支援)認定を受けた方は、7月末日まで)

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7818へ。



介護保険負担割合証

に認定を受けた方は申請日(翌年の7月31日)【お願】住所・氏名・ふりがな・生年月日など、記載事項を確認いただき、誤りがあった場合は介護福祉課へご連絡ください。

8月以降の利用者負担割合

「2割」となる方 本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方(ただし、本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方でも、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯で346万円未満の方は1割負担となります)

「1割」となる方 前記以外の方
詳しくは同課 ☎470・7750 または ☎470・7818へ。

後期高齢者医療制度

毎年8月に自己負担の割合を見直します

医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に当年の住民税課税所得(市県民税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します)。

27年8月・28年7月の自己負担の割合は、27年度の住民税課税所得に基づいて見直します。

新しい自己負担の割合を表記した被保険者証を7月末日までに簡易書留で郵送します。8月以降は新しい被保険者証をご利用ください。また、現在お持ちの被保険者証は7月31日(金)まで使用し、8月以降に同封の返信用封筒で返送、または保険年金課高齢者医療係(市役所1階)に直接返却してください。

自己負担の割合の判定基準
「1割」 本人および同居世帯に在る被保険者全員が145万円未満の場合
「3割」 本人および同居世帯に在る被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方が1人でもいる場合 (左図2参照)

介護サービスの自己負担が高額になったとき 基準収入額適用が新設されます

高額介護(介護予防)サービスの自己負担額(以下「利用者負担額」)が一定の上限を超えた場合は、超えた額が「高額介護サービス費」として給付されます。対象となる場合、新規の方には「支給申請書」継続の方には「支給決定通知書」を送付します。

※同一世帯に介護サービス利用者複数いる場合は、利用者負担額を合計して、高額介護サービス費を算定します。

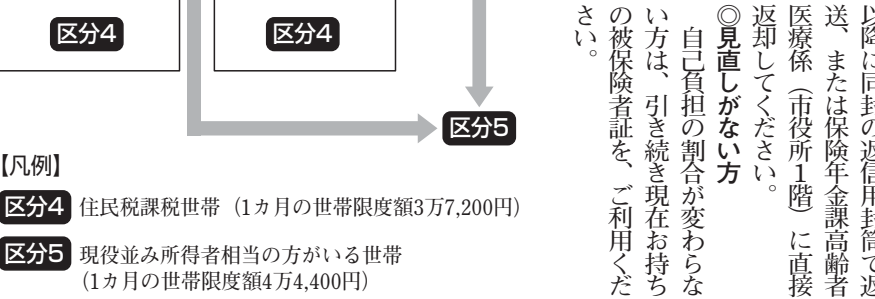
※8月から、利用者負担額の上限が引き上げられます

利用者負担額には、所得段階に応じて上限額(所得区分)を設定しています。所得区分は、毎年8月1日に、当年の住民税課税所得(市県民税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します)。

「区分5」から「区分4」に変更できる場合があります
「区分5」と判定された方も、次の①②のいずれかに該当する場合は、「介護保険基準収入額適用」を申請し、適用されると、申請月の翌月から「区分4」に変更されます。

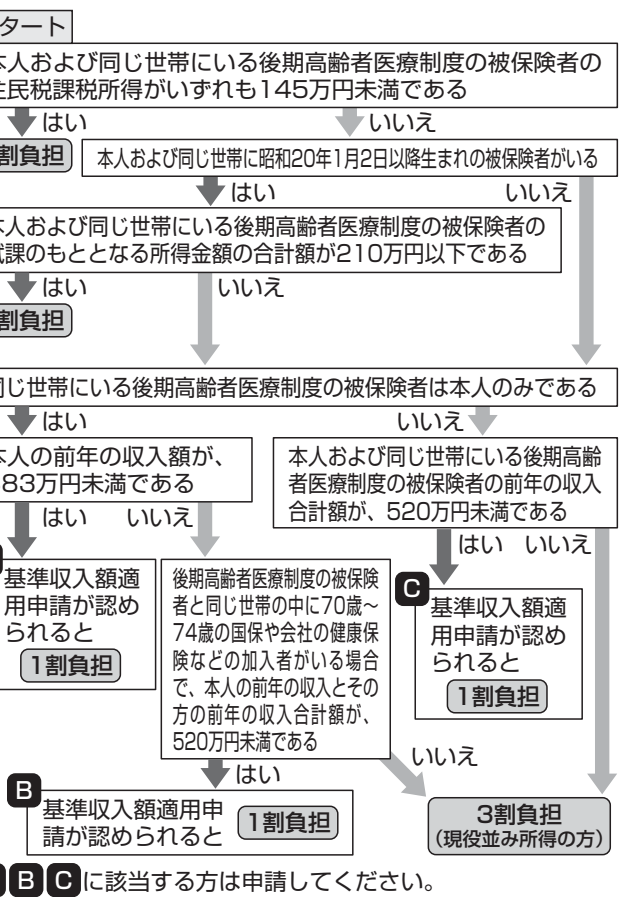
「基準収入額適用の判定条件」
①同一世帯に65歳以上の被保険者が複数人いる場合 収入額の合計が520万円未満
②同一世帯に65歳以上の被保険者が1人の場合 収入額が383万円未満(下図1参照)

「収入額」は、前年の収入で必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。詳しくは同課介護サービス係 ☎470・7750へ。



【凡例】
区分4 住民税課税世帯 (1か月の世帯限度額3万7,200円)
区分5 現役並み所得者相当の方がいる世帯 (1か月の世帯限度額4万4,400円)

図2 「自己負担の割合」の判定の流れ



固定資産税の現況調査にご協力を

家屋の調査について
28年度からの固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、27年1月2日～28年1月1日の間に新築や増築をした家屋を対象に、家屋調査を行います。

土地の調査を実施します
土地の利用状況を調査するため、市職員が市内全域を自転車で巡回します。調査の実施期間は10月～12月頃です。